

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定しました

基本理念

「健やかな福祉のまち」

計画期間

令和3年度～令和5年度の3年間

基本方針

1 暮らしやすい福祉のまちを目指して

2 健やかで安心した生活を目指して

3 共に生きる豊かな福祉社会を目指して

基本目標

基本理念、基本方針に基づき、次の6つの目標を掲げて、体系的に施策を展開します。

1 地域包括ケアシステムの深化

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域の多様な支える力を活用しながら生活支援や介護予防の取組を充実させるとともに、介護と医療の連携等を推進します。

また、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

2 福祉サービスの充実

いつまでも健やかで安心した生活が送れるよう、福祉サービスの充実を図ります。

3 介護保険サービスの充実

在宅介護サービス、施設介護サービスの質の向上を促進します。

4 健康、社会参加と生きがいづくり

高齢者が健やかで主体的に輝く人生を送ることができるよう、健康づくり、生涯学習、生涯スポーツ、就労、趣味及び世代間交流活動等を推進します。

5 安心と安全の環境づくり

情報提供や相談体制、地域で支え合う体制を充実し、一人一人の権利が守られた、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

6 福祉のまちづくり

福祉の心を育成する福祉教育、福祉学習の充実を図るとともに、高齢者にやさしいまちづくりを行政と市民との協働の中で推進していきます。

介護保険料の改定

第8期介護保険事業計画における総給付費の見込額に基づき、今後3年間の介護保険料を改定しました。

第7期介護保険料の年額（基準額）は、57,200円でしたが、第8期介護保険料の年額（基準額）は、59,000円となりました。

所得段階	市民税課税状況	対象者（前年の所得状況等）	調整率	年額
第1段階	世帯非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金※ ¹ 受給者 ●合計所得金額※ ² と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30	17,700円
第2段階	本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.45	26,500円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70	41,300円
第4段階	世帯課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	53,100円
第5段階	本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	59,000円
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	70,800円
第7段階		合計所得金額が120万円以上165万円未満	1.35	79,600円
第8段階		合計所得金額が165万円以上210万円未満	1.40	82,600円
第9段階		合計所得金額が210万円以上265万円未満	1.60	94,400円
第10段階		合計所得金額が265万円以上320万円未満	1.65	97,300円
第11段階		合計所得金額が320万円以上360万円未満	1.75	103,200円
第12段階		合計所得金額が360万円以上400万円未満	1.80	106,200円
第13段階		合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.85	109,100円
第14段階		合計所得金額が450万円以上500万円未満	1.90	112,100円
第15段階		合計所得金額が500万円以上550万円未満	1.95	115,000円
第16段階		合計所得金額が550万円以上600万円未満	2.05	120,900円
第17段階		合計所得金額が600万円以上	2.15	126,800円

※¹：老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれたかた、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれたかたで一定の要件を満たしているかたが受けている年金です。
 ※²：合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。